平成２９年（フ）第３２２号
兵庫県伊丹市昆陽南１丁目10番１―501号
債務者　野中　正治
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第７１１号
兵庫県西宮市名塩１丁目31番６―301号
債務者　松兼　由佳
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２７号
兵庫県西宮市神楽町10番７―107号
債務者　緒方　晶圭
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７４５号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目８番９―105号
債務者　大塚　一也
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４６号
福岡県久留米市安武町安武本531番地　ＶＩＬＬＡ　ＳＡＫＵＲＡ６号、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字西島2279番地１
債務者　平　　恵
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２６４号
福岡県久留米市天神町151番地　セイコービル302号
債務者　佐々木典子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１７９号
福島県郡山市大槻町字中野13番地
債務者　尾上　直子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第９６９号
神戸市北区甲栄台２丁目３番22―32号
債務者　加治　義子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７６号
神戸市西区上新地２丁目28番地の３　グッドライフ西神戸101号、前住所神戸市西区学園西町５丁目８番地の１　529―302号　山口方
債務者　土井　一郎
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
福岡県小郡市大板井267番地12　大板井団地2000棟305号、前住所福岡県小郡市小郡901番地　205号室
債務者　有薗　尚和
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１７５号
青森市小柳２丁目３番５号
債務者　下田　れい
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０６４号
名古屋市名東区朝日が丘33番地の１　コーポシリウス203号
債務者　田尻　明美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２号
松江市中原町52番地　アルファステイツ宍道湖Ⅱ308、前住所名古屋市緑区浦里４丁目157番地（宝マンション浦里503号）
債務者　榊原麻維子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３４号
松江市上乃木６丁目14番22号、前住所松江市古志原３丁目15番１―404号　市営旭が丘アパート１号棟
債務者　河面　吉人（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０３５号
札幌市豊平区月寒西４条５丁目１番10―406号
債務者　久保　慶典
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０９２号
札幌市東区北10条東６丁目１番17―1306号
債務者　竹内　郁未
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部